

マナーからルールへ 4月1日から原則屋内禁煙になります



加熱式たばこも、たばこ葉が含まれているので、規制の対象です

健康増進課 ☎803-8005

望まない受動喫煙をなくすため健康増進法が改正され、ことし4月1日からは、多くの人を利用する施設（飲食店、店舗、事務所・工場などの職場、ホテル・旅館など）は原則屋内禁煙になります（令和元年7月から学校や病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎等は、原則敷地内禁煙）。ただし、室外へのたばこの煙の流出を防

止するために、国の基準に適合した措置がとられた喫煙専用室（飲食不可）・加熱式たばこ専用喫煙室（飲食可）を設置することは可能です。

20歳未満の方は、客や従業員であっても、喫煙を目的としない場合も、喫煙エリアへの立ち入りは禁止となります。



受動喫煙はなぜいけないの？

たばこの煙には、ニコチンや一酸化炭素、タールなど200種類以上の有害物質が含まれ、主流煙（喫煙者が吸い込む煙）より副流煙（たばこの先から出る煙）の方が有害物質が多く含まれています。

日本では受動喫煙が原因で、年間約1万5千人が死亡していると推測されています。非喫煙者が自分の意志とは関係なく、たばこの煙にさらされてしまう「受動喫煙」を防ぐ環境整備が必要で、一人一人の理解と協力が欠かせません。

受動喫煙の健康影響

肺がん、脳卒中、虚血性心疾患、臭気・鼻への刺激感、喘息、乳幼児の乳幼児突然死症候群（SIDS）など
（2016年「たばこ白書」の結論より）

屋外や家庭、ベランダ等での喫煙

- 周囲の状況に配慮が必要です。特に、妊婦や子どもがいるところでの喫煙はやめましょう。
- 空気清浄機では、たばこの煙のガス状の有害物質を除去できません。換気扇でも、十分な換気はできません。

受動喫煙を防ぐための義務が定められました

【全ての人に】

- 喫煙禁止場所での喫煙禁止 など

【施設の管理権原者に】

- 20歳未満の者を喫煙室に立ち入らせない。
 - 喫煙禁止場所に喫煙器具、設備等の設置をしない。
 - 喫煙室を設置した場合、技術的基準に適合するよう維持する。
 - 屋内に喫煙可能な場所を設置する際は、施設と喫煙室の出入口に標識を設置する。 など
- ※4月1日時点で営業している経営規模の小さい飲食店の経過措置等については、健康増進課までお問い合わせください。

詳しい情報（法律の詳細、特定屋外喫煙場所や喫煙専用室等の設置基準・標識の掲示および設置等にかかる財政・税制上の制度など）は、厚生労働省ホームページ「なくそう！望まない受動喫煙」をご覧ください。



受動喫煙対策や禁煙のご相談もお受けしています。健康増進課（☎803-8005）へお気軽にお電話ください。

皆さんの意見を募集します

高知市市民意見提出制度 パブリックコメント

ご意見は日本語の文章で、住所・氏名・電話番号を明記し、郵送・FAX・電子メール・直接のいずれかで。口頭および電話は不可。書式の定めはありません。いただいたご意見は、市のホームページで公表します（氏名等は公表しません）。また、ご意見に対する市の考え方や、ご意見を参考に計画案等を修正した場合はその修正内容もお知らせします。ただし、個々のご意見には直接回答しません。

第2期 高知市強靱化計画案

- ▶計画案…2月27日(木)から防災政策課（あんしんセンター5階）で公開・配布。また、市のホームページにも掲載。
- ▶提出期間…2月27日(木)～3月25日(水)必着
- ▶提出先…〒780-8571 丸ノ内1-7-45 防災政策課 ☎823-9055、FAX823-9085、✉kc-080200@city.kochi.lg.jp



申込先 詳細の問い合わせ先

「つながりのあるまち」をめざして 2つの取り組みが始まります

高知市型共生社会の実現をめざして取り組んでいます！



健康福祉総務課 ☎823-9440

支援につなげる ほおっちょけん相談窓口

市内5つのモデル地区（一宮・旭・江ノ口西・三里・春野）に「ほおっちょけん相談窓口」を開設しました。

薬局や社会福祉法人のご協力により、市民の皆さんの、どこに相談したらいいかわからない、ちょっとした生活の困りごとなどをお聞きし、行政などの専門機関や地域のサービスなど、適切な「支援につなげる」身近な地域の相談窓口です。

各地区の設置場所・開設時間は、健康福祉総務課のホームページをご覧ください。



情報とつながる 高知くらしつなぐネット (Licoネット)

市内の医療・介護・障害・子育て等の施設やサービス、相談窓口や、地域のボランティア団体等、暮らしに役立つ生活支援情報を提供するサイト「高知くらしつなぐネット (Licoネット)」の運用を開始しました。

市民の皆さんのライフステージに応じ、日常生活に必要なさまざまな情報を、地域や分野、目的などから簡単に検索したり、地図上で表示したりすることができます。ぜひご利用ください。



Lico ネット 暮らし = Living, つなぐ = Connect をあわせた愛称です。ご利用はこちらから ▶

「高知市地域包括支援センター」に変わりました！

これまで市が設置運営していた東部・北部地域高齢者支援センターを、ことし2月から、地域内での連携や活動が豊富な医療法人や社会福祉法人などに運営を委託し、より身近な場所に地域包括支援センターとして設置しました。お困りごと等、お気軽にご相談ください。



高齢者支援課 ☎823-4014

担当地区	名称	運営主体	所在地
布師田・一宮	布師田・一宮地域包括支援センター	(医) 仁生会	一宮西町1-7-16山本ハイツ101号室 ☎845-6382 FAX 845-6382
大津・介良	大津・介良地域包括支援センター	(医) 厚愛会	大津乙869-6 ☎802-5110 FAX 802-5118
三里	三里地域包括支援センター	(福) 海の里	仁井田1618-18 ☎847-7200 FAX 847-7210
下知・五台山・高須	下知・五台山・高須地域包括支援センター	(医) 山口会	葛島1-9-50 ☎882-0015 FAX 882-0015
上街・高知街・小高坂	上街・高知街・小高坂地域包括支援センター	(医) 仁生会	上町5-4-1ピュアリフレビル6階 ☎871-5963 FAX 871-5841
秦	秦地域包括支援センター	(医) 防治会	愛宕山114-2 ☎824-5770 FAX 824-5771
南街・北街・江ノ口	南街・北街・江ノ口地域包括支援センター	高知市(直営)	塩田町18-10保健福祉センター2階 ☎821-7551 FAX 823-9140
高知市内全域 および各地域包括 支援センター統括	高知市基幹型地域包括支援センター	高知市(直営)	塩田町18-10保健福祉センター2階 ☎823-9121 FAX 823-9140

①上記以外のセンター、出張所は、令和3年2月を目途に再編を予定しており、再編までは現在地で引き続き運営していきます。
②「北部地域高齢者支援センターとさやま出張所」は「高知市基幹型地域包括支援センターとさやま出張所」の名称変更のみです。